

宮城県有機 JAS 認証等取組拡大支援事業 Q&A
(令和 8 年 1 0 月)

問 1 いつの時点で認証・登録したほ場が補助対象となりますか。

有機 JAS 認証および県認証のいずれの場合も、令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日までの期間に認証にかかる総費用の支払いが完了しているものが補助対象となります。期間内に総費用の支払いが完了していない場合は、補助対象外となります。

問 2 今年度、国や市町村等の他の自治体を実施する事業で、有機 JAS 認証に係るほ場実地検査費用等の補助を受けている場合、重複して本事業を活用することはできますか。

国や市町村等の他の自治体を実施する事業と重複して本事業を活用することはできません。万が一、重複して本事業を活用していることが明らかになった場合は、補助金の返還措置を行う場合があります。

問 3 有機 JAS 認証について、年次調査に係るほ場実地検査を受検するにあたり、実地検査前の書類確認の費用や実地検査後の報告書の作成、検査員の旅費や判定に係る経費についても補助対象となりますか。

本事業は、各取組面積あたりで交付単価を設定しています。そのため、上記については補助対象外となります。

問 4 今年度新たに有機 JAS 認証を取得した場合、前年度から新たに拡大した面積と見なし、(2) 面積拡大支援のメニューを選択して申請することはできますか。

面積拡大支援は既存区分の拡大面積あたりの経費を助成するものです。本件については、県認証①区分から有機 JAS 認証を取得した場合は、(3) ステップアップ支援を選択して申請することができますが、(2) 面積拡大支援を選択して申請することはできません。

なお、慣行農業から有機農業への転換初年度となる農地への交付金として、農林水産省みどりの食料システム戦略推進交付金のうち有機転換推進事業があります。

URL : https://www.maff.go.jp/j/g_biki/hojo/r8/260202_15.html

問 5 有機 JAS 認証や県認証登録を団体に受けている場合、団体に属する個人名義で申請を行い、要綱に規定された面積(例：土地利用型作物で 30a 以上 等)を拡大すれば、補助対象となりますか。

団体認証を受けている場合、団体の代表者から交付申請を行ってください。団体に属する個人からの交付申請は不可とします。また、団体として要綱に規定された面積(例：

土地利用型作物で 1ha 以上 等) を拡大しなければ、補助対象とはなりません。

問 6 有機 JAS 認証面積の拡大を目指し年次調査に係るほ場実地検査を受検した結果、一部ほ場が不合格であった場合、補助対象とはなりません。また、既に当事業の補助金を交付された後、自然災害等の被害により収穫・出荷に至らなかった場合は補助金を返還する必要がありますか。

要綱に規定する面積拡大分を含めて年次調査に係るほ場実地検査を受検し、その結果一部ほ場が不合格であった場合、不合格分の面積を除いた合格分の面積が交付対象となります。また、既に当事業で補助金を受けとった後、自然災害等の被害により収穫・出荷に至らなかった場合は、補助金の返還とはなりません。

問 7 有機 JAS 認証について、(2) 面積拡大支援のメニューを申請する場合、転換期間中の面積は面積の拡大分に含めることはできますか。

転換期間中の面積も補助対象となります。条件として、認証機関の審査を受け転換期間中有機農産物と認定された場合に対象となります。転換期間中有機農産物においても、前年度比で要綱に規定された面積以上転換期間中有機農産物の面積を拡大した場合に対象となります。なお、多年生作物の転換 3 年目(転換期間中有機農産物 2 年目)において、前年度の面積を維持する場合は、補助対象外となります。

問 8 (1) 県認証新規登録支援(2) 面積拡大支援について、申請可能な面積の下限面積の条件はありますか。

(1) および(2)については、別表(第 2 関係)に記載のとおりです。

・土地利用型作物区分(水稲、大豆、麦): 30a(団体認証の場合、1ha)

・園芸作物区分(野菜、果樹、花き): 5a(団体認証の場合、15a)

なお、1 事業者(団体)あたりいずれか一区分の申請とします。また、同一区分内で複数品目の申請は可能ですが、複数区分で申請することはできません。

例 1) 園芸作物区分(コマツナ 3a、きゅうり 2a) 計 5a の面積拡大: 可

例 2) 土地利用型作物区分(水稲 27a)と園芸作物区分(コマツナ 3a) 計 30a の面積拡大: 不可

例 3) 土地利用型作物区分(移植水稲 300a と直播水稲 100a) 計 400a の面積拡大: 可

問 9 (1) 県認証新規登録支援について、過去に登録を行っていたが近年は登録手続きを行っていない。令和 8 年度から登録を再開する場合、新規登録扱いとなり交付対象となりますか。

令和 5 年 4 月 1 日以降に県認証登録を一度も受けていない事業者は新規登録扱いとなり、交付対象となります。

問 10 （３）ステップアップ支援について、ステップアップとはどのような取組ですか。
また、申請可能な面積の下限面積の条件はありますか。

別表（第２関係）に記載に基づく本事業におけるステップアップは以下のとおりです。

- ・前年度県認証④区分から今年度①、②または③区分への移行
- ・前年度県認証③区分から今年度①区分への移行
- ・前年度県認証②区分から今年度①区分への移行
- ・前年度県認証①区分から今年度有機 JAS 認証への移行

なお、ステップアップ後の面積を交付申請の対象とし、申請可能な下限面積は区分・品目・団体認証を問わず 10a とします。

問 11 団体認証で補助金を受け取る場合、構成員への分配に関するルールはありますか。

本補助金の交付にあたって、分配のルール等は設定しません。交付にあたっては、交付申請書に記載の指定口座に振込を行います。分配については各組織の規定に従い、協議のうえで構成員へ適切に分配されるよう留意願います。

問 12 本事業の申請を行いたいが、前年度送付されたみやぎの環境にやさしい農産物現地確認結果及び認証通知書を紛失してしまった。また、支払に関する資料（領収書、納入通知書の写し等）も手元にない。この場合申請は諦めなければならないか。

県認証登録に関する資料は当課で保管しているものもあります。申請前に各地方振興事務所等に予めご相談下さい。なお、有機 JAS 認証に関する資料は各認証機関へお問合せ願います。

問 13 補助金が交付されるのはいつ頃になりますか。

本事業の補助金は、交付決定および額の確定が完了次第交付となります。今年度は翌 3～4 月を目安に交付予定です。このため、有機 J A S 認証および県認証にかかる総費用については、一時的に申請者が負担することとなります。

問 14 募集の締め切り日はありますか。

一次募集期間の〆切日を令和 8 年 12 月 25 日（金）としております。なお、予算の上限に達した場合は、募集期間に関わらず募集を終了します。

問 15 申請に関しての問合せ先はどちらか教えてほしい。

宮城県農政部みやぎ米推進課が窓口となりますので下記連絡先までご相談下さい。

事務局・提出先：宮城県農政部
みやぎ米推進課環境対策保全班
TEL:022-211-2845